

令和3年10月29日

主文

後記「事実」欄第2の2(2)記載の原処分は、これを取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、障害等級2級の障害基礎年金及び障害厚生年金(以下、併せて「障害給付」という。)の支給を求めるとのことである。

第2 事案の概要

1 事案の概要

本件は、躁うつ病(以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、障害給付の裁定を請求した請求人に対し、厚生労働大臣が、後記2(2)記載の原処分をしたところ、請求人が、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

2 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- (1) 請求人は、当該傷病により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、事後重症による請求として障害給付の裁定を請求した。なお、本件裁定請求書には、当該傷病の初診日(以下「本件初診日」という。)は平成〇年〇月〇日であると記載されている。
- (2) 厚生労働大臣は、令和〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、「障害厚生年金を受給するためには、傷病の初診日が厚生年金保険の被保険者であった間であることが要件の1つとなっていますが、現在提出されている書類では、当該請求にかかる傷病(躁うつ病)の初診日が平成〇年〇月〇日(厚生年金保

險の被保険者であった間)であることを確認することができないため。」との理由により、障害給付の裁定請求を却下する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

- (3) 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨

(略)

理由

第1 問題点

- 1 事後重症請求による障害等級2級の障害給付の支給を受けるためには、① 障害の原因となった傷病につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)において厚生年金保険の被保険者であること、② 初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2以上であるか、又は、当該初診日の属する月の前々月までの1年間が保険料納付済期間と保険料免除期間で満たされていること(以下、この②の要件を「保険料納付要件」という。)、そして、③ 裁定請求日当時におけるその傷病による障害の状態が国民年金法施行令(以下「国年令」という。)別表に定める2級の程度に該当していることが必要とされている。
- 2 本件の場合、厚生労働大臣が前記「事実」欄第2の2(2)記載の理由による原処分をしたことに対し、請求人は、本件初診日は請求人が厚生年金保険の被保険者であった平成〇年〇月〇日であると申し立てて、それを前提とした障害等級2級の障害給付の支給を求めているのであるから、本件の問題点は、まず、本件初診日はいつと認められるかであり、次いで、認定した本件初診日において、請求人は、厚生年金保険の被保険者であり、かつ、

保険料納付要件を満たしていると認められるかどうかであり、それが認められる場合には、裁定請求日における請求人の当該傷病による障害の状態（以下、これを「本件障害の状態」という。）が国年令別表に定める2級の程度に該当すると認められるかどうかということである。

第2 当審査会の判断

1 本件初診日について判断する。

(1) 初診日に関する証明資料は、厚生年金保険法が、発病又は受傷の日でなく、初診日を障害厚生年金の受給権発生の基準となる日と定めている趣旨からいって、直接その診療に関与した医師若しくは医療機関が作成したもの、又はこれらに準ずるものと認めることができるような証明力の高い資料でなければならないと解するのが相当である。

また、厚生年金保険法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続きその効力を有するものとされ、当審査会も、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度としてそれに依拠するのが相当であると考え、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」（以下「認定基準」という。）は、「第1 一般的事項」の「3 初診日」で、「初診日」とは、「障害の原因となった傷病につき、初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日をいう。」としているところ、障害の原因となった傷病の前に、その傷病と相当因果関係があると認められる傷病があるときは、最初の傷病の初診日をもって、障害の原因となった傷病の初診日と解するのが相当である。

(2) 本件についてこれを見ると、a病院 b科・A医師作成の平成〇年〇月〇日現症に係る同日付診断書には、障害の原因となった傷病名として当該傷病が掲げられ、その発生年月日は「平成〇年〇月 診療録で確認（H〇年〇月〇日）」、そのため初めて医師の診断を受

けた日は「平成〇年〇月〇日 診療録で確認（H〇年〇月〇日）」、発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容等（請求人がH〇年〇月〇日に陳述したものとして）は「〇〇県で出生療育。c大学d学部卒業後、平成〇年〇月頃からうつ状態となる。H〇. 〇. 〇～H〇. 〇. 〇の間、e病院f科に通院するが改善しなかった。意欲低下、易疲労などの抑制は遷延しており、退職し帰郷。H〇. 〇月～H〇. 〇月の間、g病院に通院したが、改善なく、うつ状態は慢性的に持続し、悪化していった。結婚し、H〇. 〇月に転居。3子もうけるが、抑制症状のため、〇〇から母親が転居し同居。大部分を母親が担っている。H〇年頃より気分高揚、多弁など躁病エピソードが短期間出現するようになった。その後はうつ状態が遷延というパターンを繰り返すようになった。H〇. 〇. 〇に当院を初診し、H〇. 〇. 〇まで通院するが、うつ状態の改善は認めなかった。抑うつ、食思不振など顕著となり、希死念慮も切迫した状態となり、H〇. 〇. 〇に当院を初診し、H〇. 〇. 〇まで入院した。多少の気分の改善は認めるが、抑制症状は持続。ヘルパー、訪問看護を導入する事となり、自宅に退院。その後、当院に通院している。」、診断書作成医療機関における初診年月日は「平成〇年〇月〇日」、その時の所見として「抑うつ気分、不安焦燥の他、意欲低下、易疲労などの抑制症状は顕著。希死念慮も伴っている。」と、h病院i科・B医師作成の平成〇年〇月〇日付け受診状況等証明書には、診療録より記載したものとして、傷病名は「産後うつ」、発病年月日は「平成〇年〇月〇日」、傷病の原因又は誘因は「不詳」、発病から受診までの経過は「前医からの紹介状はありますか。⇒無 平成〇年〇月〇日出産。平成〇年〇月頃 マタニティーブルー、育児不安等で情緒

ならば、請求人が本件初診日であると申し立てる j 病院を最初に受診した平成〇年〇月〇日であることを客観的に裏付ける同病院受診に係る受診状況等証明書の提出はないものの、同病院の患者登録の記録、上記の C、D が申し立てた第三者証明の記載内容から、請求人が平成〇年〇月〇日に j 病院を受診した信憑性が高く、同院受診後も複数の医療機関で治療を継続していたことがうかがわれることも含めて総合的に判断するならば、本件初診日は、請求人が申し立てる同日と認めるのが相当である。

2 保険料納付要件及び障害の程度について判断する。

(1) 本件記録によれば、請求人は、認定した本件初診日（平成〇年〇月〇日）において、厚生年金保険の被保険者であったこと、本件初診日の前日において、本件初診日の前々月までの1年間（平成〇年〇月から平成〇年〇月までの1年間）のうち、平成〇年〇月から平成〇年〇月までの5か月は、国民年金の保険料納付済期間であり、同年〇月から同年〇月までの7か月は厚生年金保険の被保険者期間（保険料納付済期間）であって、保険料納付要件を満たしていることが認められる。

(2) 次に、本件障害の状態が国年令別表に定める2級の程度に該当しているかどうかについて検討するに、保険者代理人は審理期日において、本件障害の状態は、国年令別表に定める2級の程度に該当する旨陳述しており、当審査会もこれを相当と判断するものである。

3 以上によれば、本件初診日は、平成〇年〇月〇日と認めるのが相当であり、本件障害の状態は、国年令別表に定める2級の程度に該当すると認められるから、請求人には、裁定請求日である平成〇年〇月〇日とその受給権発生日とする障害等級2級の障害給付が支給されるべきであり、これと趣旨を異にする原処分は妥当ではないから、これを取り消すことと

する。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。